

さいたま市既存建築物耐震補強等助成事業

建替え工事助成制度

ご利用の手引き

(戸建て住宅版)



目次

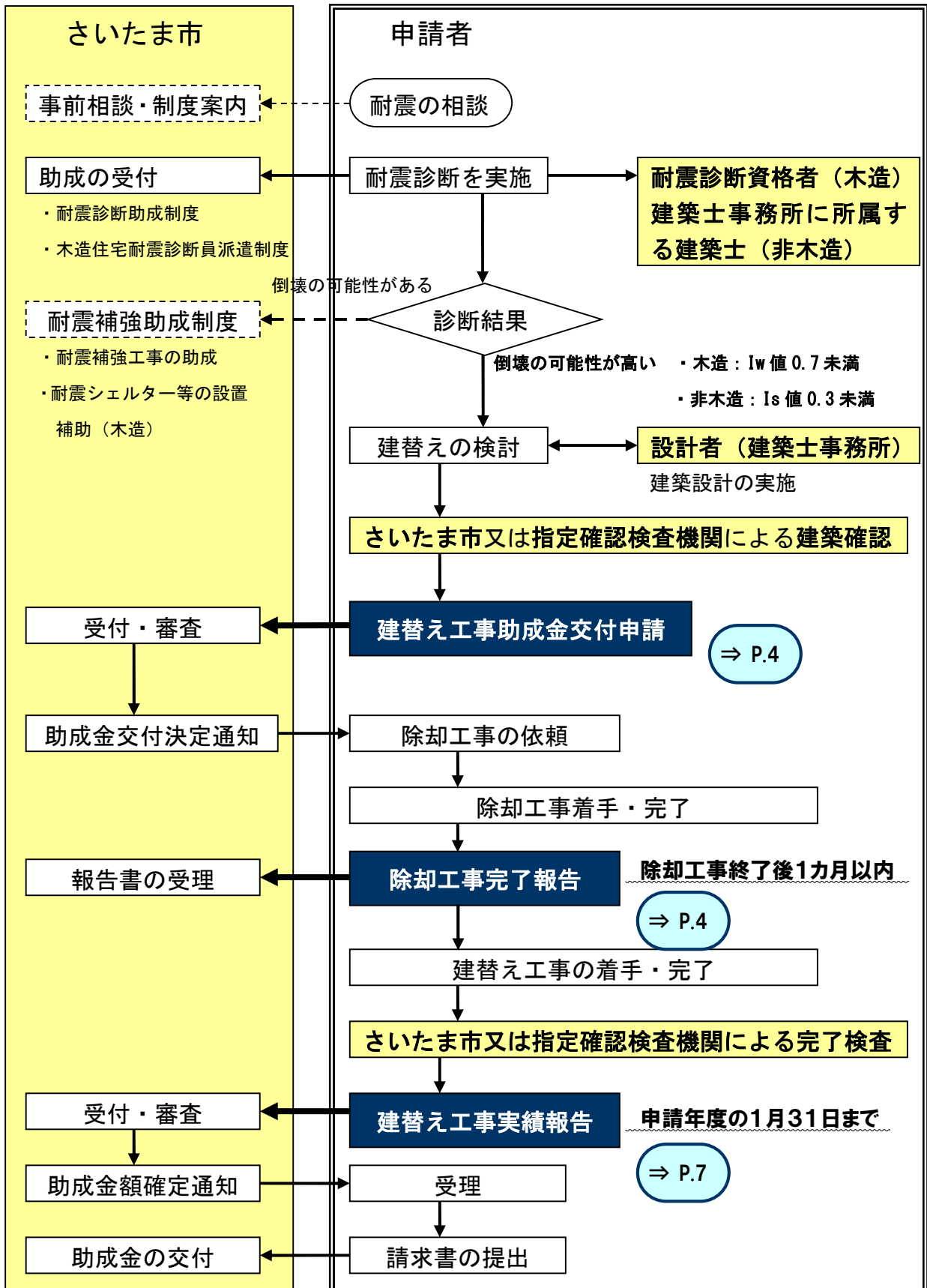
	ページ
1 建替え助成の流れ	1
2 申請の前にご確認ください	2
3 申請手続きについて	3
(1) 申請前の手続き	3
(2) 助成金の交付申請手続き	4
(3) 辞退・変更について	7
4 よくあるご質問	10
5 様式	

－ ご案内 －

本事業に関する要綱及び申請書類等は、さいたま市ホームページ（<http://www.city.saitama.jp>）からダウンロードできるほか、建築総務課で配布しています。また、本助成制度は、「さいたま市既存建築物耐震補強等助成事業要綱」及び「さいたま市既存建築物耐震補強等助成事業要綱の取扱い」に基づき助成するものです。詳細につきましては、本要綱をご確認いただきますようお願いいたします。

1

建替え助成の流れ



2

申請の前にご確認ください。

対象となる住宅

昭和56年5月31日以前に建てられた戸建て住宅※1で、耐震診断の結果、「倒壊の可能性が高い※2」と判定されたものが対象です。

※1 延べ面積の2分の1以上を住居としているもの（兼用住宅）を含みます
2戸の長屋で親族のみで居住するものを含みます

※2 木造の住宅の場合は、 I_w （構造耐震指標）の値が0.7未満相当
木造以外の住宅の場合は、 I_s （構造耐震指標）の値が0.3未満相当

耐震診断を行う者

木造の住宅の場合は、さいたま市既存建築物耐震診断資格者名簿に登録された診断資格者が行ったものが対象です。

木造以外の住宅の場合は、建築士事務所に所属する建築士で登録資格者講習を修了した者が行ったものが対象です。

さいたま市既存建築物耐震補強等助成事業要綱に沿った耐震診断を行います。

助成の対象者

対象となる住宅を所有している方 又はその2親等以内の親族で、建替え後の新たな建築物に居住する方が対象です。

申請者以外に所有者がいる場合は全員の承諾が必要となります。

助成の金額

① $\text{除却する建築物の床面積} \times 34,100\text{円/m}^2 \times 23\%$ （千円未満は切り捨て）

② $\text{建替え工事の費用} \times 23\%$ （千円未満は切り捨て）

※ ① または ② の額の低いもので60万円が限度となります。

※ 非木造で緊急輸送道路閉塞建築物に該当する3階建て以上のものは180万円が上限です。

助成の対象期間

4月1日以後に申請、同じ年度の1月31日までに工事を完了して、『建替え工事実績報告書（様式第21号）』を提出していただきます。

◎ 助成金の交付申請を行う前に、建替え工事（解体工事を含む）に着手してしまうと、助成は受けられませんのでご注意ください。

※ 予算の枠に限りがあるため、年度の途中で申請受付を終了することがあります。事前にご連絡ください。

3

申請の手続について

(1) 申請前の手続

1. 耐震診断を行う

- ・耐震診断の結果が、「倒壊の可能性が高い※」と判定された戸建て住宅
 - ※ 木造の住宅の場合は、 I_w （構造耐震指標）の値が0.7未満相当
 - ※ 木造以外の住宅の場合は、 I_s （構造耐震指標）の値が0.3未満相当の場合に「建替え助成制度」の申請が可能です。

- ・まずは住宅の耐震診断を受ける必要があります。

耐震診断については、さいたま市の「耐震診断助成制度」、木造の場合は無料の「耐震診断員派遣制度」をご利用いただくことができます。

※耐震診断は、(一財)日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める一般診断法（略算法又は精算法）又は精密診断法など、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年 国土交通省告示第184号）に基づき、建築物の地震に対する安全性を評価するための耐震診断を行ってください。

※木造住宅については、さいたま市既存建築物耐震診断資格者名簿に登録された『耐震診断資格者』が、木造以外の住宅については、建築士事務所に所属する建築士が行うものとします。

※「建替え工事助成」以外に、耐震診断の結果が「倒壊の可能性ある」と診断された住宅は、さいたま市の「耐震補強設計・耐震補強工事助成制度」又は 木造の場合「耐震シェルター等助成制度」がご利用いただけます。

2. 建替え工事の検討

新築する住宅の計画を作成し、さいたま市又は指定確認検査機関に確認申請を行い、確認済証を取得します。

新築する住宅は戸建て住宅※に限ります。

事業者には建替え工事費の内訳書（見積書）を作成してもらいます。

※ 延べ面積の2分の1以上を住居としているもの（兼用住宅）を含みます
2戸の長屋で親族のみで居住するものを含みます

(2) 助成金の交付申請手続き

1. 助成金交付申請

建築総務課に必要書類を添付のうえ「建替え工事助成金交付申請書（様式第16号）」を提出します。

※申請書の消費税等仕入控除額については、消費税の課税事業者以外は記入不要です。

【添付書類】
新築する建築物の建築基準法第6条第1項に規定する確認済証の写し（確認申請書の第1面から第6面を含む。）
建替え工事費内訳書（解体工事を含めて建替え工事に要する費用の内訳全て）
既存建築物の現況写真
助成金額の算定書
所有者以外の者が申請する場合は、所有者と2親等以内の関係であることが確認できる書類（住民票の写し・戸籍謄本など）
建替え工事申請者以外に所有者がいる場合は、共有者承諾書(取扱い様式第2号)
【耐震診断助成制度を 사용하는場合に省略できる書類(耐震診断員派遣制度を利用された場合や、書類の内容に変更がある場合は添付が必要になります。)]
建物の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）又は建築物の建築時期及び所有者が確認できる書類
除却する建築物の配置図及び各階平面図(建築物の位置及び面積を表示したもの)
耐震診断等報告書の写し

申請していただいた内容を審査し、助成を決定したときは「建替え工事助成金交付決定通知書」を申請者に郵送いたします。

※この交付決定通知書(様式第2号)は、助成金の支払い及び額を確定したものではありません。

その後、必要な手続などが行われなかった場合、その他要綱に違反した場合などは、助成金は支払われませんのでご注意ください。

2. 交付決定・工事着手

さいたま市より「建替え工事助成金交付決定通知書」が送付されましたら、建替え工事（解体工事を含む）に着手します。

※「建替え工事助成金交付決定通知書」を受ける前に建替え工事に着手した場合は、助成金をお支払いできませんのでご注意ください。

3. 除却工事の報告

解体工事が完了したら、建築総務課に「除却工事完了報告書（様式第20号）」と除却工事が完了したことが確認できる現地写真を提出します。

- ・所有者（戸建て住宅の場合は所有者から2親等以内の方）が申請します。
- ・建替え工事の契約者と申請者は同一の方としてください。

様式第16号（第38条関係）

（第1面）

建替え工事助成金交付申請書

令和元年5月10日

（宛先）さいたま市長

- ・既存建築物（除却するほうの建物）の概要を記入してください。
- ・2，3に関しては・助成金を受けている場合に記入してください。（耐震診断員派遣の場合は記入不要）

330-9588

さいたま市浦和区常盤6-4-4

048-829-1982

サイタマ イチロウ

さいたま 市郎



建替え工事に係る助成金の交付を受けたい
します。

住居表示と地名地番が異なる場合は、地番
をカッコ書きで併記してください。

1 対象建築物（除却する建築物）の概要

建物名称	（戸建て住宅の場合は不要）		
所在地	さいたま市浦和区常盤6-4-4（地番 1-1）		
用途	一戸建ての住宅	階数	地上2階/地下 階
構造	木造、一部 造	延べ面積	66.0㎡
建築確認	昭和 48年 2月 31日 第 1234号		
工事着手日	昭和 48年 4月 日（除却する建築物の新築工事に着手した日付）		
第4条の規定による耐震診断の評点	0.41		

2 耐震診断に係る助成金交付額確定通知書番号（助成金を受けている場合）

耐震診断	平成30年 1月 27日付け 建南建指第18-999号
------	-----------------------------

3 耐震補強設計に係る助成金交付額確定通知書番号（助成金を受けている場合）

耐震補強設計	年 月 日付け 第 号
助成金交付額	円

4 建替え工事に係る建築基準法第6条第1項に規定する確認済証の番号

建築確認	令和元年5月5日付け 確認建築さいたま 第9999号
------	----------------------------

- ・新築する建築物の建築確認の日付番号を記入します。

- ・新築する建築物の工事施工者を記入します。
- ・確認申請の施工者と同じ内容になるように記入してください。

(第2面)

5 建替え工事の概要

工事施工者	商号又は名称	さいたまシティ建設株式会社
	代表者の氏名	大浦 岩与
	建設業の許可番号	(般一23)第 5678 号
	所在地	さいたま市浦和区常盤6-4-4
	電話番号	048-829-1539
工事費用	全体(建替え工事以外の費用を含む)	26,250,000円
	建替え工事に要する費用	22,500,000円
	上記の費用に係る消費税等仕入控除税額	円
	助成金申請額(消費税等仕入控除税額を除いた額)	508,000円
予定日	建替え工事(除却工事)着手予定年月日	令和元年 6月 5日
	建替え工事完了予定年月日	令和元年12月10日

備考 消費税等仕入控除税額は、確定していない場合は見込額を記入してください。

6 添付書類

- 建替え工事に係る建築基準法第6条第1項に規定する確認済証(同項に規定する確認申請書(図書を除く。))を含む。)の写し
- 建替え工事費内訳書
- 現況写真
- 助成金額の算定書
- 建替え工事の実施について、所有者の合意があることを証する書類
- 所有者以外の者が申請する場合は、所有者と2親等以内の関係であることが確認できる書類(戸建て住宅及び共同住宅等の場合に限る。)
- 緊急輸送道路閉塞建築物の場合においては、当該緊急輸送道路閉塞建築物の各部分の高さ並びにその敷地に接する道路の位置、幅員及び高さが確認できる立面図等

耐震診断に係る助成金の交付を受けている場合に省略できる書類(提出済みの書類に変更がある場合は提出が必要)

- 除却する建築物の全部事項証明書又は建築時期及び所有者が確認できる書類
- 除却する建築物の配置図・各階平面図(建築物の位置と面積を表示すること。)
-

○工事費用について

- ・「全体」は見積金額を全て合算して記入してください。
- ・「建替え工事に要する費用」は全体の費用から設計料や申請手数料などの直接工事と係らない費用を除いた額を記入してください。
- ・「助成金申請額」に算定書で計算した助成金の額を記入します。

○消費税等仕入控除税額(消費税の課税事業者の場合)

- ・建替え工事の費用に含まれる消費税のうち、消費税法による仕入れ控除を受けられる場合に、消費税等仕入控除税額を計算して建替え工事に要する費用から減じます。
- ・消費税の課税事業者以外は消費税等仕入控除税額の減額は不要です。

4. 完了検査

建替え工事が完了した時点で、さいたま市又は指定確認検査機関で完了検査を受け、検査済証を取得します。

5. 実績報告

申請年度の1月31日までに「建替え工事実績報告書（様式第21号）」を建築総務課に提出します。

添付書類

建築基準法第7条第5項に規定する検査済証の写し

建替え工事の契約書等の写し（追加・変更分を含む。）

建替え工事に要した費用に係る領収書等の写し

居住の用に供することが確認できる書類（住民票の写し）

報告していただいた内容を審査し、助成金の額が確定した後に「助成金交付額確定通知書（様式第7号）」を郵送いたします。

◎ 期限までに建替え工事が完了しない場合や建替え工事の完了報告がない場合、助成金は支払われませんのでご注意ください。

6. 請求書の提出

「助成金交付額確定通知書（様式第7号）」を受領しましたら、助成金の請求を行ってください。「助成金交付請求書（様式第8号）」に必要事項をご記入いただき、受付窓口へご提出ください。

指定の口座に助成金が振り込まれます。

- ◎ 誤字については、訂正箇所には訂正印を押してください。申請書の氏名が署名の場合はサインでも可能です。修正液等は使わないようにしてください。
- ◎ 助成金額の欄については、誤字の訂正はできません。書き直しをお願いします。
- ◎ 請求書（様式第8号）がさいたま市に届きますと、約2～3週間後に指定の口座に助成金を振り込みます。
- ◎ 請求書（様式第8号）の銀行名欄は現在の銀行名を正確にご記入ください。

(3) 辞退・変更について

「建替え工事助成金交付決定通知書」を受けた後、やむを得ない理由で建替え工事を取りやめるときは、速やかに「助成金交付辞退届（様式第5号）」をご提出ください。既に着手している場合の費用は申請者の負担となりますのでご注意ください。

また、助成金の申請の内容を変更しようとするときは、「建替え工事変更承認申請書（様式第18号）」に当該変更に係る書類を添付してご提出ください。


記入例

様式第21号（第42条関係）

建替え工事実績報告書

令和元年12月5日

(宛先) さいたま市長

郵便番号 330-9588
 住所 さいたま市浦和区常盤6-4-4
 電話 048-829-1982
フリガナ サイタマ イチロウ
 名 さいたま 市郎 

・現在の住所（住民票と同一）及び電話番号等を記入してください。

次のとおり助成金交付決定通知及び変更承認通知を受けた建替え工事が完了したので、関係書類を添えて次のとおり報告します。

1 交付決定通知及び変更承認通知

建替え工事助成金 交付決定通知番号	令和元年4月30日付け 建建建総第 18-000 号
建替え工事 変更承認通知番号	年 月 日付け 第 号

2 建替え工事実施期間（解体工事の着手から完了検査済までの期日）

着手年月日	令和元年 6月 5日
完了年月日	令和元年 11月 30日

3 建替え工事に要した費用

26,250,000 円

4 助成金交付決定時又は変更承認時の助成金交付決定額

600,000 円

5 消費税等仕入控除税額

（交付申請時又は変更承認申請から時から金額に変更がある場合は、下記の括弧内に変更前の金額を記入してください。）

円 …… a

（ 円 ） …… b

変更がある場合の差額（a - b） 円 …… c

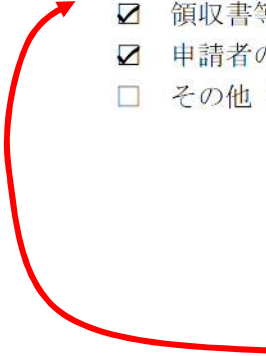
6 消費税等仕入控除税額の変更により、助成金交付決定額から変更となった金額

（4 - c） 円

・提出する契約書・領収書（解体工事・新築工事の変更分も含む全て）と整合するようにしてください。

7 添付書類（各1部）

- 建築基準法第7条第5項に規定する検査済証の写し
- 契約書等の写し（変更・追加分を含む）
- 領収書等の写し
- 申請者の居住の用に供することが確認できる書類（戸建て住宅に限る。）
- その他（ ）



・契約書、領収書は「解体」「新築」のものを
すべて添付してください。

4

よくあるご質問

(1) 助成金交付申請

Q1. 「全体（建替え工事以外の費用を含む）」と「建替え工事に要する費用」の違いってなんですか？

A1. 「全体」は見積金額を消費税等含め、全て合算して記入してください。「建替え工事に要する費用」は全体の費用から設計料や申請手数料、直接本体工事や解体工事と関係のない外構工事などの費用を除いた後の消費税を含めた額を記入してください。

Q2. 家の解体はいつから着手できますか？

A2. 既存の住宅の解体は、助成金の交付決定通知書が発行されてからとなります。もし、交付決定通知書が発行される前に解体工事に着手してしまうと、助成金の対象外となってしまいますのでご注意ください。

Q3. 申請から交付決定まで、期間はどれくらいですか？

A3. 通常は申請より1～2週間程度で交付決定通知を発行いたしますが、申請書の不備や添付資料が不足している場合には、更に時間を要することがございます。

Q4. 登記上の建物所有者ではないのですが、助成金を申請するときは共有者承諾書が必要ですか？

A4. 所有者の二親等以内であれば申請が出来ます。

その場合は、必ず建物を登記されている所有者全員から共有者承諾書に署名をいただいでください。

Q5. 添付書類の『建物の登記事項証明書』は、いつ発行されたものであればよろしいでしょうか？

A5. 申請日から概ね3か月以内に発行されたものでご提出ください。

Q6. 建物の登記事項証明書以外の書類でも、所有者確認ができる書類とできますか？

A6. 原則は、建物の登記事項証明書としていますが、建物が未登記である場合などは、納税通知書、インターネットの登記情報等で替えることができます。

Q7. 建替え工事はいつ契約したらいいのですか？

A7. 原則、建替え工事助成金申請を行った後、助成金交付決定通知が発行されてから、建替え工事（解体工事も含む）の契約ができることとなります。

特に、耐震診断を行う前に、建替え工事の契約をしてはいけません。

Q8. 「2戸の長屋で親族のみで居住するもの」とは何ですか？

A8. 出入口が2ヶ所あり、内部が壁などで完全に仕切られて建物内で行き来できない構造のもので、共同住宅のような共用廊下などが存在しない住宅です。なおかつ、どちらの住戸も親族のみで居住することが条件です。

（2）除却工事の報告

Q1. 除却工事完了報告書はいつまでに提出をしないといけませんか？

A1. 既存の住宅の解体後1カ月以内にご提出ください。完了実績報告書のご提出時に、除却工事完了報告書が提出されていない場合、完了実績報告書の受付ができない場合がございますので、ご注意ください。

Q2. 現地写真ってどんなものですか？

A2. 既存の住宅が解体された後の更地の写真となります。遠景と近景で撮られた写真があるとわかりやすいです。

（3）実績報告

Q1. 建築確認が変更になりましたが、問題ありませんか。

A1. 建築確認の計画変更を行った場合には、市へ提出した建築確認から変更のあった部分を確認するため、変更の建築確認及び申請書（1～6面）を完了実績報告書の提出時に添付してください。

Q2. 契約書と領収書はどんなものが必要ですか？

A2. 契約書は解体工事と新築工事一番最初の契約（原契約）と変更契約書及び契約書を交わさずに追加された工事、解体工事の注文書等を全てご用意ください。領収書に関しては、最終的な精算額がわかるような領収書を全てご用意ください。契約書等で確認できる工事発注金額の合計と領収額の合計が同額となるようご確認ください。

Q3. 領収書がありません。他に代用できるものはありますか？

A3. 領収書の代わりとしてご利用いただけるのは、銀行等で振り込みをされた際の銀行の受付印が入った控え、請負業者の社判の押印されている精算書等がございます。

Q4. 『申請者の居住の用に供することが確認できる書類』とは具体的にどのような書類になりますか？

A4. 主に『住民票の写し』をご提出いただいております。また、『住民票の写し』が発行される日付についてですが、完成後の居住を確認するため、当該住宅の検査済証が発行された日付以降に発行された『住民票の写し』である必要がございますので、ご注意ください。

(4) 請求書の提出

Q1. 請求書はいつ提出すればいいですか？

A1. 実績報告書を提出していただいた後、市より助成金交付額確定通知書と助成金交付請求書が送付されますので、助成金交付請求書へ振込先口座情報等をご記入の上、ご提出ください。手引き等にある請求書も同様にご利用いただけますが、口座の名義や番号等の誤記が非常に多く見受けられますのでご注意ください。

また、助成金交付請求書は申請年度の3月末までにご提出していただく必要があります。

(5) 耐震診断者の要件

Q1. 「さいたま市既存建築物耐震診断資格者名簿」とは何ですか？

A1. さいたま市既存建築物耐震補強等助成事業要綱第4条の規定に基づき登録された建築士が掲載された名簿です。

Q2. 「登録資格者講習を修了した者」とは何ですか？

A2. 耐震改修促進法施行規則第5条第1項に規定する、国等や日本建築防災協会が実施する登録資格者講習を修了した一級建築士、二級建築士、木造建築士のことです。

5 様式

- ・ 建替え工事助成金交付申請書（様式第16号）
- ・ 助成金の算定書（取扱い様式第3-2号）
- ・ 承諾書（取扱い様式第2号）
- ・ 除却工事完了報告書（様式第20号）
- ・ 建替え工事实績報告書（様式第21号）

* 温度変化によりインクが透明になる特殊な性質をもったインクを使用している
筆記用具で記入した申請書等は、認められませんので使用しないでください。

様式第16号（第38条関係）

（第1面）

建替え工事助成金交付申請書

年 月 日

（宛先）さいたま市長

郵便番号

住 所

電 話

（フリガナ）

氏 名

建替え工事に係る助成金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 対象建築物（除却する建築物）の概要

建物名称	(戸建て住宅の場合は不要)		
所在地	さいたま市 区		
用途		階 数	地上 階/地下 階
構造	造、一部 造	延べ面積	m ²
建築確認	昭和 年 月 日 第 号		
工事着手日	年 月 日 (除却する建築物の新築工事に着手した日付)		
第4条の規定による耐震診断の評点			

2 耐震診断に係る助成金交付額確定通知書番号（助成金を受けている場合）

耐震診断	年 月 日付け	第 号
------	---------	-----

3 耐震補強設計に係る助成金交付額確定通知書番号（助成金を受けている場合）

耐震補強設計	年 月 日付け	第 号
助成金交付額	円	

4 建替え工事に係る建築基準法第6条第1項に規定する確認済証の番号

建築確認	年 月 日付け	第 号
------	---------	-----

5 建替え工事の概要

工事 施 工 者	商号又は名称			
	代表者の氏名			
	建設業の許可番号	()	第	号
	所在地			
	電話番号			
工事費用	全体（建替え工事以外の費用を含む）		円	
	建替え工事に要する費用		円	
	上記の費用に係る消費税等仕入控除税額		円	
	助成金申請額（消費税等仕入控除税額を除いた額）		円	
予 定 日	建替え工事（除却工事）着手予定年月日		年 月 日	
	建替え工事完了予定年月日		年 月 日	

備考 消費税等仕入控除税額は、確定していない場合は見込額を記入してください。

6 添付書類

- 建替え工事に係る建築基準法第6条第1項に規定する確認済証（同項に規定する確認申請書（図書を除く。）を含む。）の写し
- 建替え工事費内訳書
- 現況写真
- 助成金額の算定書
- 建替え工事の実施について、所有者の合意があることを証する書類
- 所有者以外の者が申請する場合は、所有者と2親等以内の関係であることが確認できる書類（戸建て住宅及び共同住宅等の場合に限る。）
- 緊急輸送道路閉塞建築物の場合においては、当該緊急輸送道路閉塞建築物の各部分の高さ並びにその敷地に接する道路の位置、幅員及び高さが確認できる立面図等

耐震診断に係る助成金の交付を受けている場合に省略できる書類（提出済みの書類に変更がある場合は提出が必要）

- 除却する建築物の全部事項証明書又は建築時期及び所有者が確認できる書類
- 除却する建築物の配置図・各階平面図（建築物の位置と面積を表示すること。）
- 法人の登記事項証明書（建築物の所有者が法人の場合に限る。）
- 区分所有者の代表の者が確認できる書類（区分所有建築物に限る。）
- 耐震診断報告書の写し
- 耐震診断に係る公的機関等の判定の結果が記載された書類の写し（戸建て住宅、木造の共同住宅等及び木造の老人ホーム等を除く。）

注) 氏名が印字の場合には押印してください。

助成金額の算定書

建替え工事（戸建て住宅）

建替え工事に要する費用	(a) <input style="width: 80%;" type="text"/> 円
$34,100 \text{円} \times \text{既存建築物の延べ床面積} \text{ m}^2 =$	$\text{工事費用の限度額} =$ (b) <input style="width: 80%;" type="text"/> 円
(a)と(b)の小さい額 <input style="width: 150px;" type="text"/> 円	
$\times 23\% =$ (c) <input style="width: 150px;" type="text"/> 円 (千円未満切捨て)	
耐震補強設計の助成金額 600,000円 - <input style="width: 150px;" type="text"/> 円 =	助成金限度額 (d) <input style="width: 150px;" type="text"/> 円
(*に該当する場合は 1,800,000円)	
(c)と(d)の小さい額 <input style="width: 200px;" type="text"/> 円	
助成金申請額 <input style="width: 200px;" type="text"/> 円	

※ 非木造で緊急輸送道路閉塞建築物に該当し、地階を除く階数が3階以上

年 月 日

(あて先) さいたま市長

(1) 助成金の申請を行う者

住所

氏名

(2) 助成金の対象建築物の所在地

さいたま市 区

承 諾 書

(2)の建築物の所有者（登記の有無に関わらず）全員の間において、さいたま市既存建築物耐震補強等助成事業要綱に基づき（①耐震診断 ・ ②マンション簡易診断 ・ ③耐震補強設計 ・ ④耐震補強工事 ・ ⑤建替え工事 ・ ⑥除却工事）を実施することについて合意したところであり、助成金の申請を行う者以外の建築物の所有者である私（私たち）は、(1)の者が助成金の交付を受けることについて承諾します。

(3) 助成金の申請を行う者以外の建築物の所有者

① 日付 年 月 日

住所

氏名

② 日付 年 月 日

住所

氏名

③ 日付 年 月 日

住所

氏名

(共有名義人が4人以上いるときは、4人目以降の方の住所、氏名を別紙に記載し、添付してください。)

注) 氏名が印字の場合には押印してください。

除却工事完了報告書

年 月 日

（宛先）さいたま市長

郵便番号

住 所

電 話

（フリガナ）

氏 名

年 月 日付け 第 号で助成金交付決定通知を受けた建築物の除却工事が完了したので、関係書類を添えて次のとおり報告します。

1 除却工事実施期間

着手年月日	年 月 日
完了年月日	年 月 日

2 転居先（仮住まい）

住 所	
電 話	

3 添付書類

- 現地写真（除却後の状況写真）
 その他（)

注）氏名が印字の場合には押印してください。

建替え工事实績報告書

年 月 日

(宛先) さいたま市長

郵便番号

住 所

電 話

(フリガナ)

氏 名

次のとおり助成金交付決定通知及び変更承認通知を受けた建替え工事が完了したので、関係書類を添えて次のとおり報告します。

1 交付決定通知及び変更承認通知

建替え工事助成金 交付決定通知番号	年 月 日付け	第	号
建替え工事 変更承認通知番号	年 月 日付け	第	号

2 建替え工事实施期間（解体工事の着手から完了検査済までの期日）

着手年月日	年 月 日
完了年月日	年 月 日

3 建替え工事に要した費用

円

4 助成金交付決定時又は変更承認時の助成金交付決定額

円

5 消費税等仕入控除税額

(交付申請時又は変更承認申請から時から金額に変更がある場合は、下段の括弧内に変更前の金額を記入してください。)

円 . . . a

(円) . . . b

変更がある場合の差額 (a - b)

円 . . . c

6 消費税等仕入控除税額の変更により、助成金交付決定額から変更となった金額

(4 - c)

円

7 添付書類（各 1 部）

- 建築基準法第 7 条第 5 項に規定する検査済証の写し
- 契約書等の写し（変更・追加分を含む）
- 領収書等の写し
- 申請者の居住の用に供することが確認できる書類（戸建て住宅に限る。）
- その他（ ）

注) 氏名が印字の場合には押印してください。

建替え工事助成申請受付窓口・制度に関するお問い合わせ

さいたま市役所 建築総務課
〒330-9588 さいたま市浦和区常盤 6-4-4
TEL 048-829-1539
FAX 048-829-1982

耐震診断助成・耐震補強工事助成の受付窓口

【 西区 北区 大宮区 見沼区 岩槻区 】

北部建設事務所 建築指導課

〒330-8501

さいたま市大宮区吉敷町 1-124-1

TEL 048-646-3235

FAX 048-646-3268

【 中央区 桜区 浦和区 南区 緑区 】

南部建設事務所 建築指導課

〒338-8686

さいたま市中央区下落合 5-7-10

TEL 048-840-6236

FAX 048-840-6267

申請書のダウンロード等

さいたま市ホームページ <http://www.city.saitama.jp/index.html>

耐震補強等助成事業（戸建住宅の診断・補強・建替え）

<http://www.city.saitama.jp/001/007/002/p002601.html>